

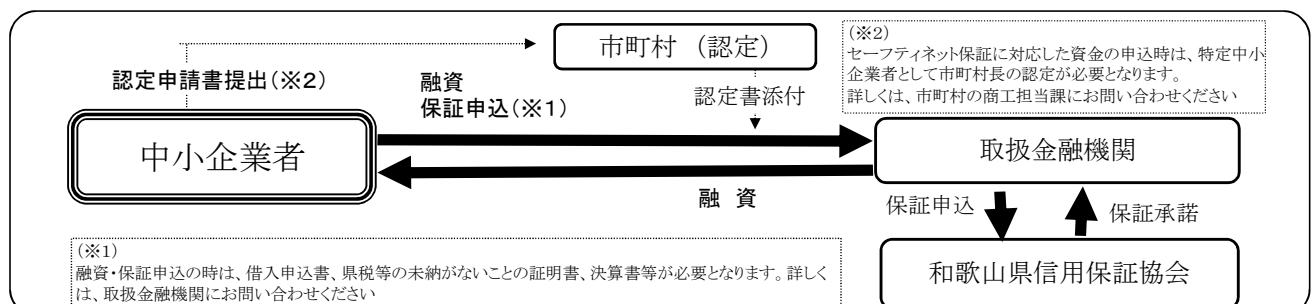
## 返済負担軽減のため、県の借換資金をご活用ください！

和歌山県では、中小企業者の資金繰りを支援するため、充実した借換資金「資金繰り安定資金」を用意しています。

| 資金名    | 新設 資金繰り安定資金  |   |   |  |
|--------|--|---|---|--|
|        | 借換枠  | 危機対応枠   | 経営力強化枠  | 再生計画枠  |
| 融資対象   | 次のいずれにも該当する方<br>1. 融資申込時において、和歌山県信用保証協会の保証付の借入金残高のある方で既往借入金(短期決済資金を除く)を返済しようとする方<br>ただし、原則として元本返済が開始された後6か月以上経過している資金に限る<br>2. 本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方<br>3. 据置期間を設ける場合は、据置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減できる方<br>4. 資金繰りの円滑化及び経営の安定・改善に向けた適切な事業計画を有し、本制度の融資期間内の完済が十分見込まれる方 | 次のいずれにも該当すること<br>1. 借換枠の対象者に該当すること<br>2. 「 <u>中小企業信用保険法第2条第6項(大規模な経済危機、災害等により、売上高等が減少)</u> 」の規定に基づく特例中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方 | 次のいずれにも該当すること<br>1. 借換枠の対象者に該当すること<br>(「2. 本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」及び「3. 据置期間を設ける場合は、据置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」の要件を除く)<br>2. 金融機関及び経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方 | 次のいずれにも該当する方<br>1. 和歌山県中小企業再生支援協議会等による支援決定により作成した経営改善・再生計画に基づいて、経営改善・事業再生を実施する方<br>2. 金融機関の支援を受けつつ、経営改善・事業再生の実施状況の報告を行う方<br>3. 返済資金利用の場合は、借換枠の対象者に該当すること<br>(「2. 本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」及び「3. 据置期間を設ける場合は、据置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」の要件を除く) |
| 資金使途   | 返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金)<br>運転資金   |   |   | 返済資金<br>(保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金)<br>設備資金<br>運転資金  |
| 融資限度額  | 8,000万円以内  |   |   | 1億6,000万円以内  |
| 融資期間   | 10年以内の割賦償還<br>(うち据置1年以内)   | 10年以内の割賦償還<br>(うち据置2年以内)  | 返済資金 10年以内<br>運転資金 5年以内<br>(返済資金を含む場合は10年以内)<br>の割賦償還<br>(うち据置1年以内)   | 1年以内の一括償還<br>又は<br>15年以内の割賦償還<br>(うち据置1年以内)  |
| 融資利率   | 年1.80%以内<br>(返済資金に県融資制度以外の保証協会の保証付融資の残高を含む場合は年2.10%以内)<br>セーフティネット保証第1〜4号及び6号を利用する場合は上記より0.2%低い利率が上限   | 年1.60%以内<br>(返済資金に県融資制度以外の保証協会の保証付融資の残高を含む場合は年1.90%以内)  | (責任共有制度の場合)<br>借換枠と同じ<br><br>(責任共有制度対象外の場合)<br>危機対応枠と同じ   | 返済資金<br>(責任共有制度の場合)<br>借換枠と同じ<br>(責任共有制度対象外の場合)<br>危機対応枠と同じ<br><br>設備・運転資金<br>年1.20%以内   |
| 信用保証料率 | 年0.45%~1.30%   | 年0.50%  | (責任共有制度の場合)<br>年0.45%~1.25%<br>(責任共有制度対象外の場合)<br>年0.50%~1.30%   | (責任共有制度の場合)<br>年0.50%<br>(責任共有制度対象外の場合)<br>年0.70%  |
| 申込先    | 取扱金融機関   |   |   |  |
| 問合せ先   | 和歌山県 商工振興課(電話 073-441-2744)  |   |   |  |

和歌山県は、「低利・固定・長期」の資金を供給するとともに、信用保証料の一部を補助することで、中小企業者の皆さんの負担を大幅に軽減しています。

## ○融資の申し込みの流れ



注) 融資利率は、平成30年4月1日現在のものです。金融情勢の変動により変更することがあります。この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については取扱金融機関が、また、保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。